

番号法に基づく特定個人情報保護評価について

1 報告の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第 27 条の規定に基づき、平成 27 年度の特定個人情報保護評価を実施しましたので、報告します。

2 評価対象事務

(1) 基礎項目評価＋重点項目評価：2 事務

- ・住民基本台帳に関する事務、地方税賦課徴収に関する事務

(2) 基礎項目評価のみ：15 事務

- ・障がい児通所支援等に関する事務
- ・予防接種に関する事務
- ・身体障がい者手帳の交付に関する事務
- ・精神障がい者保健福祉手帳の交付に関する事務
- ・生活保護に関する事務
- ・国民健康保険に関する事務
- ・国民年金に関する事務
- ・児童扶養手当の支給に関する事務
- ・母子保健に関する事務
- ・児童手当等に関する事務
- ・後期高齢者医療保険に関する事務
- ・介護保険に関する事務
- ・自立支援給付及び地域生活支援事業に関する事務
- ・子どものための教育・保育給付に関する事務
- ・保育所における保育の実施等に関する事務

3 実施日

平成27年10月末日現在

4 昨年度からの追加・変更

(1) 事務の追加（2事務）

- ・子どものための教育・保育給付に関する事務
- ・保育所における保育の実施等に関する事務

※「番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）」別表第1の事務については、事前にしきい値判定を行ったところ、対象人数が1,000人未満であるなど、全て評価対象外の事務であることを確認しています。

(2) 内容の変更

- ・事務概要に「保健事業」を追加
（国民健康保険に関する事務、後期高齢者医療保険に関する事務）
- ・その他システム名称の追加変更、所管課の変更、日付の変更など

5 公表予定日

平成27年12月中～下旬

特定個人情報保護委員会のサイト、市ホームページにて公表